



4 福国連 号 外
令和 4 年 9 月 7 日

保 険 医 療 機 関 様

福島県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

診療報酬請求書の様式改定について (通知)

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記請求書について、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 7 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式が一部改正されたことに伴い、別添のとおり様式改定いたします。

つきましては、下記の点に御留意の上、令和 4 年 11 月請求分 (10 月診療分) より、新様式で御請求願います。

なお、本会ホームページ (<https://www.fukushima-kokuho.jp> 「保険医療機関等・施術所の皆様へ」内) に新様式 (Excel 様式) を公開しておりますので、御活用ください。

記

1 改定様式

診療報酬請求書 (国保・後期)

2 変更内容

(1) 国保の種別

(変更前) 一般 (70 歳以上 8 割)

(変更後) 一般 (70 歳以上一般・低所得)

(2) 後期の種別

(変更前) 後期高齢 (9 割)

(変更後) 後期高齢 (一般・低所得)

3 留意事項

(1) 請求書の記載方法について

ア 一般 (70 歳以上一般・低所得) 欄には「8 割」の合計を記載してください。

イ 後期高齢者 (一般・低所得) 欄には「9 割」及び「8 割」の合計を記載してください。

ウ 月遅れレセプトは当月レセプトの請求書にまとめて作成いただいて構いません。

(2) 旧様式の使用について

当面の間は、旧様式の種別表記を新様式の種別表記に訂正することにより、旧様式の使用は可能ですが、速やかな新様式への切り替えをお願いいたします。

(3) その他

ア 診療報酬請求総括票（国保・後期）については変更ございません。

イ オンライン・媒体請求の保険医療機関については、紙レセプトで請求する際に対応をお願いいたします。

医科担当	業務審査課	業務第1係	TEL	024-523-2804
		業務第2係	TEL	024-523-2762
歯科担当	業務審査課	歯科係	TEL	024-523-2767